

食品安全委員会（第1012回会合）議事概要

日 時:令和8年2月3日(火) 14:00~14:45
場 所:食品安全委員会第一会議室
出席者:祖父江委員長ほか6名出席
傍聴者:一般18名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 1品目
亜塩素酸水（説明事項の変更）

→消費者庁から説明。

本件については、添加物専門調査会において引き続き審議することとなった。

- ・ 動物用医薬品 1品目

セフキノム硫酸塩を有効成分とする豚の注射剤（コバクタン／セフアガード）

→農林水産省から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

また、本件は、薬剤耐性菌に関する評価も必要となることから、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおいても審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ プリオン「ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関し、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢制限を「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「*Trichoderma reesei* RF5427 株を利用して生産されたキシラナーゼ」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき食品健康影響評価を実施した結果、組換え体由来の新たな有害物質が生成され、肉、乳、卵等の畜産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性及び当該成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質を産生する可能性はないと考えられることから、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「STC2208 株を利用して生産された β -ニコチンアミドモノヌクレオチド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「「STC2208 株を利用して生産された β -ニコチンアミドモノヌクレオチド」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」別添）を準用して評価を行った結果、改めて「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」による評価を行う必要はなく、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断した。

ただし、本評価は「STC2208 株を利用して生産された β -ニコチンアミドモノヌクレオチド」のリスクが従来食品に比して増加しないことを確認したものである。本食品に関するリスク管理措置を講じる際には、リスク管理機関において事業者に対し、設定した製品規格の適合遵守に加え、消費者の健康被害事例の収集等について、指導を徹底することが必要である。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。